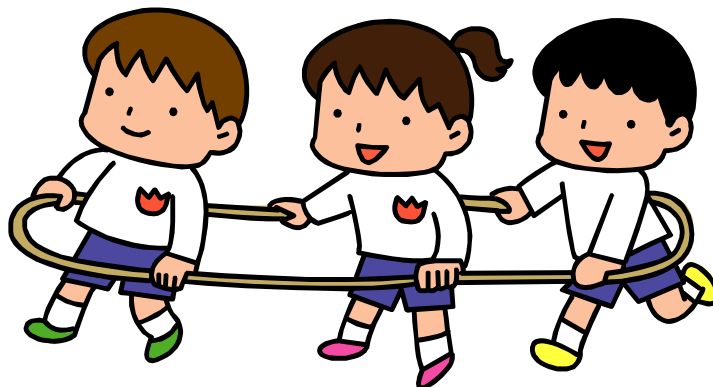


平成29年度保育施設等利用案内

平成29年度からの保育施設等の利用についてのご案内です。
内容をよくご確認のうえお申込みください。



【申込手続き等のお問い合わせ先】

- ・ 仙台市青葉区役所 家庭健康課子供家庭係
〒980-8701 青葉区上杉一丁目5番1号 TEL (代)225-7211 (内6763)
- ・ 仙台市宮城野区役所 家庭健康課子供家庭係
〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12番35号 TEL (代)291-2111 (内6763)
- ・ 仙台市若林区役所 家庭健康課子供家庭係
〒984-8601 若林区保春院前丁3番地の1 TEL (代)282-1111 (内6763)
- ・ 仙台市太白区役所 家庭健康課子供家庭係
〒982-8601 太白区長町南三丁目1番15号 TEL (代)247-1111 (内6763)
- ・ 仙台市泉区役所 家庭健康課子供家庭係
〒981-3189 泉区泉中央二丁目1番地の1 TEL (代)372-3111 (内6763)

【各保育施設等の情報】

- ・ 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課の窓口で、仙台市内の各保育施設等の詳しい情報（施設等の状況・保育日課・年間行事・受入可能月齢・位置図など）を記載した一覧簿を閲覧できます。
- ・ 下記ホームページでも、各保育施設等の詳細情報を参照することができます。
仙台市ホームページ [くらしの情報「子育て」](#)
- ・ 保育施設等の見学については、直接、各保育施設等にご相談ください。

【その他の保育施設等の情報(参考)】

保育施設等の他にも、せんだい保育室や認可外保育施設などがあります。また、幼稚園においても預かり保育を行っております。詳しくは、上記ホームページ [くらしの情報「子育て」](#) をご覧ください。

1. 申込手続きについて

(1) 申込先と受付期間

第1希望の保育施設等が所在する区の区役所家庭健康課で随時受け付けています。また、青葉区役所管内の保育施設等については宮城総合支所保健福祉課でも受付を行っていますが、審査等は青葉区役所家庭健康課で行います。

【平成29年4月1日付利用開始の申込期間】

平成28年11月7日（月）から平成28年12月7日（水）17時まで

※ 締切日の直前は非常に混み合いますので、余裕をもってお申込みください。

【年度途中からの利用の申込締切日】

- ・各月1日付利用開始の場合（4月1日を除く）・・・前月の5日まで
- ・各月16日付利用開始の場合・・・・・・・・・・前月の20日まで

※ 土日祝日の場合は前開庁日が申込締切日となります。

※ 締切日までに書類が不足している場合は受付できません。

※ 希望施設等の追加や変更がある場合は、申込みいただいた区の区役所家庭健康課に締切日までにご連絡ください（電話での追加・変更が可能です）。

※ 申込書を提出していただく際には、支給認定や利用調整の参考とするため家庭の状況等をお聞きしますので、**必ず保護者の方がお越しください。**

(2) 申込要件

以下の①及び②の要件を満たす場合に申込ができます。

- ①お子さんと保護者が保育施設等の利用開始時点において仙台市に住んでいること（仙台市に住民票があることを原則とします）。
- ②お子さんの保護者が保育の必要性の事由に該当すること（※3ページ参照）。

※ お子さんが生まれる前からの申込は受け付けておりません（出生の届出後から申込が可能になります）。

※ 受入可能月齢は保育施設等によって異なりますので、ご確認のうえ、お申込みください。

(3) 申込内容に変更があった場合

申込書や添付書類の内容（住所、就労状況、家庭状況等）に変更があった場合は、申込をした区役所家庭健康課まで連絡してください。利用調整後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、内定が取り消しとなることがあります。

また、**希望施設等を取り下げる場合や希望を変更する場合も、必ず連絡してください。**

※ 保育施設等の利用開始後も住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は直ちに家庭状況等変更届と必要書類を保育施設等に提出してください。

2. 申込の対象となる保育施設等

この利用案内における保育施設等とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業及び事業所内保育事業（地域枠）のことです。保育施設等の利用を希望する場合は、この利用案内の内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

また、希望施設等については、事前に見学などを行い、通園可能かどうか、各施設等での生活・保育方針、及び給食におけるアレルギーへの対応、保育料以外に発生する費用等についてご確認ください。

※ 里帰り出産など、他市町村での保育施設等の利用を希望される方は、広域利用の対象となる場合がありますので、お住まいの区の区役所家庭健康課へご相談ください。

※ 各保育施設等の詳細については、「仙台市保育利用対象施設等一覧」をご覧ください。

3. 支給認定（2号認定または3号認定）

（1）支給認定について

保育施設等を利用するには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、保育施設等を利用するには2号認定または3号認定を受ける必要があります。

| 支給認定区分 | 実施年齢 | 保育の必要性 | 利用できる主な施設等 |
|---|------|-----------|--|
| 1号認定 ＜教育標準時間＞ ※直接各施設へお申込みください。 | 3～5歳 | 不問 | ・幼稚園（※支給認定を受けずに利用できる園もあります。） ・認定こども園（幼稚園部分） |
| 2号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞ | 3～5歳 | <u>あり</u> | ・保育所 ・認定こども園（保育所部分） |
| 3号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞ ※満3歳に達したときは、仙台市が2号認定に変更しますので、保護者が改めて申請をする必要はございません。 | 0～2歳 | <u>あり</u> | ・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・家庭的保育事業（保育ママ）※ ・小規模保育事業 ※ ・事業所内保育事業（地域枠）※ ※ 満3歳に到達した年の年度末まで利用可 |

（2）保育の必要性の事由について

2号認定または3号認定を受けるには、**保育の必要性が要件となります**。保護者が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、保育施設等の申込ができるようになります。

1. 1か月に64時間以上就労している場合。（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
 ※ 育児休業中の場合、保育施設等の利用開始後2か月以内に復職する場合のみ対象となります。
 ※ 無収入で就労と認められない場合は対象になりません。（例 ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など）
2. 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合。
 ※ 認定期間は、出産予定日の8週前に応ずる日から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
3. 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
4. 家庭内の親族を常に介護・看護している場合。
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
6. 求職活動中である場合。（保育施設等の利用開始後に求職活動を始める場合を含む）
 ※ 認定期間は認定開始日から90日または3か月のうち短い期間を経過する月の末日までとなります。また、就労の開始により、認定期間が変更されます。
7. 1か月に64時間以上就学している場合。（学生、職業訓練など）
8. その他、上記に類する場合で、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

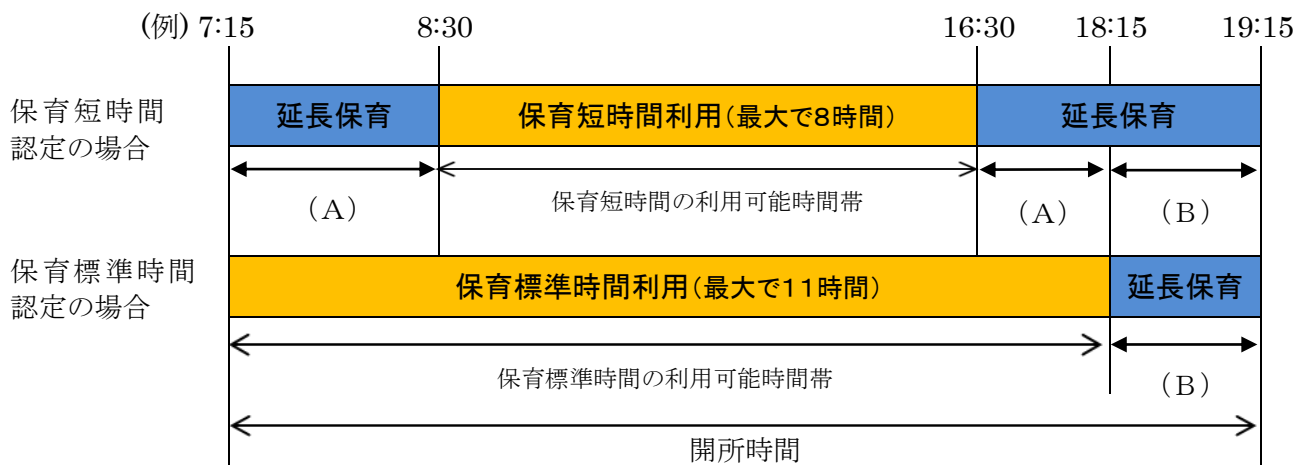
※ 支給認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は保育施設等を利用することができません。引き続き保育施設等を利用するには、新たに上記の事由に該当し、2号認定や3号認定を受ける必要があります。

(3) 保育の必要量（保育を必要とする時間）

2号認定または3号認定を受ける場合、保育の必要量（保育を必要とする時間）の認定を受けることとなります。保育の必要量には「**保育標準時間認定**」と「**保育短時間認定**」の2種類があり、各家庭における保育を必要とする時間数や通勤時間等を考慮し、仙台市で決定します。

保育施設等において保育標準時間の時間帯（最大で11時間）と保育短時間の時間帯（最大で8時間）が設定されており、これらの時間帯の中で就労状況等に応じて利用することが基本となります。各保育施設等の保育利用時間帯については「**仙台市保育利用対象施設等一覧**」で確認できます。

【利用時間の考え方】※ 記載時間は公立保育所の場合の例です。設定時間は各施設等により異なります。



※ 各施設等で設定している保育標準時間または保育短時間の利用時間帯以外を利用する場合は延長保育の利用となり、延長保育料をご負担いただきます。登園時から8時間または11時間は追加の料金なしで利用できるということではありません。

※ 保育短時間認定の方が保育標準時間の時間帯まで利用される場合の延長保育料（A）と、保育標準時間認定の方が保育標準時間の時間帯を超えて利用される場合の延長保育料（B）では料金が異なります。それぞれの延長保育料の金額については各保育施設等にお問い合わせください。



Q. 申込は1度行えば保育施設等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A. 対象年度内は有効となります。

対象年度内は利用開始希望日の利用調整で待機になったとしても、次回以降の利用調整の対象となり続けます。しかし、待機の状態ですべての4月1日以降も利用調整の継続を希望する場合には、別途申込みが必要になりますのでご注意ください。

Q. 市外に居住している場合も申込は可能ですか？

A. 利用開始日までに市内に転入される場合は可能です。

転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要となる場合があります。また、勤務証明書等は転入後の状況の確認がとれるものが有効となります。

Q. 居住している区とは異なる区の保育施設等も申込は可能ですか？

A. 市内の保育施設等であれば可能です。

1枚の申請書に記入して構いません。ただし、申請書の提出先は第1希望の保育施設等が所在する区の区役所家庭健康課となりますのでご注意ください。

4. 利用者負担額（保育料）

保育施設等を利用する際にお支払いただく費用は、利用者負担額（保育料）と保育施設等ごとに個別に発生する費用があります。保育施設等ごとに個別に発生する費用については各保育施設等に直接お問い合わせください。

（1）利用者負担額（保育料）の決定方法

保育施設等を利用する際の保育料は、別紙の利用者負担額（月額）表に定められた金額となります。この保育料は、原則、児童の父母の市町村民税額の合計によって決定されます。

- ※ 父母が非課税で、かつ、同居している祖父母等がお子さんを税法上扶養控除の対象にしている場合は、同居している祖父母等の市町村民税額を合算します。二世帯住宅等で、生計を別にしていない場合は、別居と同様の認定を受けることが可能な場合がありますので、区役所家庭健康課にご相談ください。
- ※ 平成 29 年 4～8 月分の保育料は平成 28 年度の市町村民税によって、平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月分の保育料は平成 29 年度の市町村民税によって決定されます。
なお、保育料を決定する際の市町村民税の額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除等の適用を受ける前の金額となります。
- ※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の金額に決定されます。
- ※ 災害にあった場合、失業した場合（自己都合の退職を除く）、税法上の寡婦（夫）控除を受けていない未婚のひとり親世帯である場合、その他特別の理由により特に必要があると認められる場合には、保育料の減免を受けられる場合があります。

（2）利用者負担額（保育料）の納付について

【保育所の場合】

毎月の保育料は口座振替により納付していただきます。保育料の納付期限（口座振替日）は、各月の月末（土日祝日の場合は翌営業日）です。

【その他の保育施設等（保育所以外）の場合】

保育料は各施設等に直接お支払いいただきます。

- ※ 保育料は、保育士等の人件費、児童の給食費、施設の管理費などにあてられています。これらの費用を維持するためにも、保育料は必ず納付期限内に納めてください。期限内に納付が無い場合、給料・預貯金・不動産等の財産について調査し、差押等の処分を行うことがあります。

Q. 3号認定から2号認定に切り替わると翌月から保育料も変更になりますか？

A. 変更になりません。

3号認定から2号認定の切り替えは満3歳になった時点で行われますが、保育料はクラス年齢（平成29年3月31日時点での満年齢）によって決定しますので、3号認定から2号認定の切り替えによって保育料が変更になることはありません。ただし、認定こども園の1号認定から2号認定・2号認定から1号認定のように教育利用と保育利用の変更や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更を行うと、保育料が変更になる場合があります。また、9月に保育料算定における市町村民税の年度切替が行われるので、その際にも保育料が変更になる場合があります。

Q. 保育施設等ごとに個別に発生する費用とは具体的にどのようなものですか？

A. 主食代、布団リース代、制服代、オムツ処理代などがあります。

これらの費用については、保育施設等ごとに設定しているものです。どのような費用が発生するのか、希望する保育施設等にご確認ください。



5. 利用施設等の調整（利用調整）における優先基準

各保育施設等に対して受入可能な人数を超える申込があった場合は、保育を必要とする程度や家庭の状況等を以下の基準に基づいて指数化し、指数の高いお子さんから優先的に利用施設を決定できるよう調整します。

(1) 保育利用の優先順位に関する基準指数

父母の保育を必要とする状況を、その頻度や時間等に応じて指数化したものです。基準指数は児童の父母それぞれについて10点を上限として計算します。

| 保 護 者 の 状 況 | | | | 基準指数 | |
|---|--|----------------------------------|--------------------------------|--------|---|
| 被 雇 用 者 ※月64時間以上就労していることが要件となります。 | 週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 10 | |
| | | | 6 時間以上 | 9 | |
| | | | 5 時間以上 | 8 | |
| | | | 4 時間以上 | 7 | |
| | | | 4 時間未満 | 6 | |
| | 週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 8 | |
| | | | 6 時間以上 | 7 | |
| | | | 5 時間以上 | 6 | |
| | | | 4 時間以上 | 5 | |
| | 週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月15日以下) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 6 | |
| 6 時間以上 | | | 5 | | |
| 月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない | | | | 4 | |
| 自 営 業 ※月64時間以上就労していることが要件となります。 | 事 業 主 | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 9 | |
| | | | 6 時間以上 | 8 | |
| | | | 5 時間以上 | 7 | |
| | | | 4 時間以上 | 6 | |
| | | | 4 時間未満 | 5 | |
| | 週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 7 | |
| | | | 6 時間以上 | 6 | |
| | | | 5 時間以上 | 5 | |
| | 週 3 日 以 下 就 労 (不規則の場合は月15日以下) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 5 | |
| | | | 月64時間以上就労しているが、1日の就労時間が上記に満たない | | |
| | 専 従 者 (注1) | 週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上) | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 8 |
| | | | | 6 時間以上 | 7 |
| | | | | 5 時間以上 | 6 |
| | | | | 4 時間以上 | 5 |
| 週 4 日 就 労 (不規則の場合は月16日以上) | | 1 日 の 就 労 時 間 | 7 時間以上 | 6 | |
| | | | 6 時間以上 | 5 | |
| 月64時間以上就労しているが、就労日数または1日の就労時間が上記に満たない | | | | 4 | |
| 加 点 (注2) | 常時危険物（大型機械・劇薬・火気・刃物等）を取り扱うなど、就労形態上、就労時間中の保育ができない場合 | | | 2 | |
| | 事業所が居宅と同じ敷地内または隣接地でない場所にある場合（外勤等も含む） | | | 1 | |
| 内 職 （平均月収が5万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します） ※月64時間以上従事していることが要件となります。 | | | | 4 | |
| 出 産 | | | | 8 | |

| 保 護 者 の 状 況 | | | | 基準指数 |
|---|-----------------------------------|---|-----------------------------------|------|
| 疾 病 等 | 入 院 | 1 か月以上 | | 10 |
| | | 2 週間を超え、1 か月未満 | | 8 |
| | 通 院 | 週 4 日以上 | | 6 |
| | 自 宅 療 養 | 常時伏臥、感染症等 | | 10 |
| | | 上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合 | | 8 |
| | | 一般療養（運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分でできる場合） | | 6 |
| | 障 害 | 介護を要する（概ね 1、2 級または A 判定程度） | | 10 |
| | | 保育に支障がある（概ね 3 級または B 判定程度） | | 7 |
| | | 上記以外で必要と思われるもの（4 級以下） | | 4 |
| 自宅看護・介護、 通院、施設通所、入院の付添い ※月 64 時間以上従事していることが要件となります。 | | 週 5 日 以上 | 1 日の所要時間が 7 時間以上 | 10 |
| | | | 1 日の所要時間が 4 時間以上 | 7 |
| | | 週 4 日 以下 | 1 日の所要時間が 7 時間以上 | 8 |
| | | | 1 日の所要時間が 4 時間以上 | 5 |
| | | 月 64 時間以上の看護・介護を行っているが、1 日の従事時間が上記に満たない | | 4 |
| 災害等（火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合） | | | | 10 |
| 求職中 | | | | 3 |
| 学 校、職 業 訓 練 学 校 等 へ の 通 学 ※月 64 時間以上就学していることが要件となります。 | 週 5 日 以上 就 学 (不規則の場合は月 20 日以上) | 1 日 の 就 学 時 間 | 7 時間以上 | 9 |
| | | | 6 時間以上 | 8 |
| | | | 5 時間以上 | 7 |
| | | | 4 時間以上 | 6 |
| | | | 4 時間未満 | 5 |
| | 週 4 日 就 学 (不規則の場合は月 16 日以上) | 1 日 の 就 学 時 間 | 7 時間以上 | 7 |
| | | | 6 時間以上 | 6 |
| | | | 5 時間以上 | 5 |
| | 週 3 日 以下 就 学 (不規則の場合は月 15 日以下) | 1 日 の 就 学 時 間 | 7 時間以上 | 5 |
| | | | 月 64 時間以上就学しているが、1 日の就学時間が上記に満たない | |
| 親不在（死亡、離婚、単身赴任、行方不明、拘禁等） | | | | 10 |
| その他（上記各項目に類する状況と認められる場合） | | | | 3～10 |

注 1：父母が同じ自営業の場合は、1 人を専従者とみなします。

注 2：自営業者の就労形態等により加点します。ただし、加点後の指数は、被雇用者の就労日数及び就労時間に対する基準指数を限度とします。

※ 就労時間等が不規則な場合は、その平均を基本とします。



Q. 見学していないと利用調整において不利になりますか？

A. 優先度に影響はありません。

見学の有無は利用の優先度には影響ありませんが、見学は通園可能かどうか、保育施設等での生活・保育方針、給食におけるアレルギーへの対応（アレルギーの内容によっては受入ができない場合があります）など保育施設等の特色をよく理解していただくために行っていただいております。事前に見学のうえ、お申込みいただくことを推奨しております。【見学の方法については、12 ページをご覧ください】。

Q. 希望施設等の多さや申込時期の早さ、昨年度の申請の有無は利用調整の優先度に影響はありますか？

A. 優先度に影響はありません。

優先度は 6～8 ページ「利用施設等の調整（利用調整）における優先基準」によって決定されます。

(2) 児童の家庭の状況等に関する調整指数

児童の家庭の経済状況や保育支援状況等に応じ、基準指数に加算・減算するための指数です。

| 児童の家庭の状況等 | | 調整指数 |
|-----------|---|------|
| 低所得世帯 | (1) 生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯 | 2 |
| | (2) 経済的に特に困窮していると認められる世帯(注3) | 4 |
| | (3) 保育の必要な児童と同居している65歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合 | -1 |
| | (4) ひとり親(母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合) | 3 |
| | (5) 利用希望日時点において兄弟姉妹が仙台市内の保育施設等(注4)または事業所内保育事業の従業員枠を利用している場合、または同時に利用を申し込んでいる場合 | 3 |
| | (6) 育児休業取得のため、仙台市内の保育施設等を退所した児童の再申込 | 4 |
| | (7) 主たる生計維持者である保護者(注5)が、倒産やリストラによる失職等の事由により日々求職活動をしている場合(事由発生日から6か月以内) | 2 |
| | (8) 新規申込をする児童の保護者が利用開始日時点において仙台市内の保育施設等またはせんだい保育室、幼稚園保育室で保育士(設備・運営基準上、保育士としてみなすことが認められる保健師・看護師・准看護師を含む)または保育教諭として勤務している世帯(保育士証等の提出が必要です。) | 3 |
| | (9) 3歳未満児専用保育所、家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育事業、または事業所内保育事業(地域枠)の卒園児が、3歳に到達した年度の次の4月1日から引き続き保育利用の申込をする場合 | 10 |
| | (10) 虐待のおそれがある等、特別な事情により加算調整が必要と認められる場合 | 1~10 |

注3：(1)及び(7)にともに該当する場合を指します。

注4：保育施設等とは、保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育事業及び事業所内保育事業(地域枠)のことです(他の項目においても同じ)。「一時預かり」は含まれません。

注5：ひとり親世帯の保護者または一方の保護者が被扶養者(控除対象配偶者等)である世帯における他方の保護者。

※(1)と(2)の重複適用はできません。

※(5)と(6)の重複適用はできません。

※市町村民税の課税状況が確認できない場合は低所得世帯の適用はありません。

(3) 指数同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数との合計が同点となった場合に、優先順位を判定するための基準です。

| | |
|---|--|
| 1 | 基準指数の合計が高い場合 |
| 2 | 調整指数における「低所得世帯」への加算が適用される場合(加算が4点の世帯はさらに優先) |
| 3 | 両親またはその一方が単身赴任等で不在の世帯(調整指数における、「ひとり親」の加算が適用される世帯を除く) |
| 4 | 申請締切日において、申請児童を「仙台市内の保育施設等」以外(注6)へ、有償で預けている場合(利用契約書等証明資料の提出が必要です。また、申請締切日を含む1か月以上の契約期間があることが条件となります) |
| 5 | 同一年度内の利用調整において、利用のあっせんを受けた希望施設等の利用を辞退したことがない場合(家庭状況の変化等のやむを得ない事情による辞退を除く) |
| 6 | 世帯の合計所得金額が低い場合 |

注6：一時預かりは「継続的利用保育」の場合のみ対象となります(この場合、利用料が無料となる生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯も対象となります)。また、児童を親族や職場に預けている場合は対象から除きます。

※世帯の合計所得金額が確認できない場合は、調整順位は下位となります。

また、以下に掲げる項目に該当する場合は、別に利用調整を行います。

- ・障害児等保育の対象となる児童の利用調整
- ・新たに保育施設等へ移行する認可外保育施設の在園児、認定こども園に移行する幼稚園の在園児が引き続き在園中の施設等の利用を希望する場合
- ・認定こども園における1号認定から2号認定への変更
- ・3歳未満児専用保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、または事業所内保育事業（地域枠）の卒園児が連携施設で設定している優先的利用枠の利用を希望する場合

6. 保育施設等での生活について

◎保育施設等の利用時間について

- ・保育施設等の利用に際しては、保護者の就労（通勤や残業の時間を含みます。）や疾病等の実態をふまえ、保育を必要とする時間帯にお子さんをお預かりすることが原則となります。
- ・各家庭での送り迎えの時間は、保育施設等の利用開始に先立ち、勤務時間や通勤時間等に応じて、利用する施設等とご相談いただくこととなります。

◎通常保育に慣れるまで

保育所などの施設等は集団生活の場です。集団生活に入る子ども達にとって生活環境の変化は、肉体的、精神的に大きな影響を与えることとなります。そのため、利用初日からの1日保育は難しい場合もありますので、お子さんの状況に合わせて少しずつ保育時間を延長することが望ましいです（個人差がありますので、1日保育となるまでの期間はお子さんの状況によって異なります）。

◎クラス編成

クラス編成は各施設等で決定します。年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

7. 保育施設等の退所について

保育施設等の利用を開始された後でも、下記に該当することになった場合等には、保育施設等を利用することができなくなりますのでご注意ください。

（利用ができなくなる場合の例）

○仙台市外に居住する場合

仙台市内に居住していることは、保育施設等を利用するための要件の1つとなります。そのため、仙台市外に転居した場合、保育施設等を利用することができなくなります。

○保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

「就労を理由に保育施設等を利用していたが退職した（月64時間以上就労していない）」、「疾病を理由に保育施設等を利用していたが完治した」というように、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育施設等を利用することができなくなります。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「支給認定変更申請書 兼 家庭状況等変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育施設等が所在する区の区役所家庭健康課までご提出ください（保育を必要とする事由については、3ページの「(2) 保育の必要性の事由について」をご覧ください）。

○支給認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限されます。認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書等）をご提出ください。

○2か月を超えて長期欠席する場合

保育施設等を利用中に2か月を超えて長期欠席する場合は原則退所となります（欠席期間中も保育料は発生します）。

～よくあるご質問～

◆◆◆支給認定について ◆◆◆



Q. 支給認定証とはなんですか？

A. 支給認定区分や保育の必要性に係る事由、保育必要量などが記載された証明書です。

教育・保育にかかる支給を受けるために必要なもので、保育施設等との面接の際などに使用しますので大切に保管ください。支給認定証はお申し込みいただいた方全員に送付しております（内定や待機を通知するものではありません）。

Q. 仕事をしていないと申込することはできませんか？

A. 求職活動や疾病等を理由としたお申込も可能です。

ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間については利用案内の3ページをご覧ください。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する勤務証明書等のご提出がなければ、退所となりますのでご注意ください。

Q. 保育短時間認定で利用（申込）しているのですが、保育標準時間認定に切り替えることは可能ですか？

A. ご利用中の保育施設等または区役所家庭健康課への申込により可能です。

保育施設等または区役所家庭健康課備え付けの支給認定変更申請書によりお申込みください。保育必要量の切り替えは前月20日までの申込が必要となりますのでご注意ください。

（例）4月1日利用開始で5月1日から保育必要量を変更したい場合、4月20日までに申込が必要です。

◆◆◆希望施設について ◆◆◆

Q. 希望施設はいくつまで記入することが可能ですか？

A. いくつでも記入することが可能です。

ただし、利用のあっせんを受けた希望施設等の利用を辞退された場合は、対象年度内の利用調整における利用の優先度が低くなりますので、確実にご利用可能な施設のみをご希望ください。

Q. 保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）のちがいは何ですか？

A. 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで（3歳未満児専用保育所を除く）、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3歳に到達した年の年度末まで利用できます。

それぞれの保育施設等に特色があり、保育内容も異なります。月額保育料は一律ですが、サービスの内容等に応じて追加で料金がかかる場合があります。詳しい内容を確認したい場合は、各保育施設等に見学・お問い合わせください。

◆◆◆利用調整について◆◆◆

Q. 子どもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A. 平成 29 年度利用調整は平成 29 年 3 月 31 日現在の満年齢で決定します。

空き枠や待機児童数の確認をする際にはご注意ください。また、保育料も平成 29 年 3 月 31 日現在の満年齢で決定します。

Q. 祖父母と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A. 優先度が低くなる場合があります。

同居している 65 才未満（各入所希望日時点）の祖父母が保育に協力可能な場合（保育を必要とすることを証明する書類の提出がない場合）は調整指数が－1 となります。また、世帯の合計所得の決定においては、年齢を問わず合算となります（各年の 1 月 1 日に仙台市外の市町村に住民登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります）。【祖父母と同居している場合の保育料の算定方法については 5 ページをご覧ください。】

◆◆◆提出書類について◆◆◆



Q. 単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A. 別居している場合でも必要となります。

利用の優先度に影響がありますので、勤務証明書、家庭状況等申告書は単身赴任中であることがわかるようにご記入ください。また、各年の 1 月 1 日に仙台市外の市町村に住民登録があった場合は、市県民税（非）課税証明書等の提出が必要になります。

Q. 離婚を予定しているのですが、夫（妻）の勤務証明書等の書類提出は必要ですか？

A. 必要になる場合があります。

離婚調停中で、別居が完了していれば、裁判所等からの調停を証明する書類を提出することで、ひとり親として認められる場合がありますので、その場合は夫（妻）の勤務証明書等の証明書類は提出不要になります。詳しくは区役所家庭健康課にご相談ください。

Q. 申し込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A. 速やかに区役所家庭健康課にご連絡・証明書類の提出をお願いします。

同居人や就労状況等の変更は利用の優先度に影響を及ぼす場合があります。もし連絡がなく後日発覚した場合には、内定等の決定が取り消されることがありますのでご注意ください。

Q. 仕事に内定しているのですが、なにか書類を提出した方がよいですか？

A. 勤務証明書をご提出ください。

保育施設等の利用開始日時点で、1 か月に 64 時間以上の就労をしていることが勤務証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることが可能です（利用調整では就労と同様の基準指数となります）。

Q. 郵送での申し込みは可能ですか？

A. 原則受け付けておりません。

市外に居住しているなど、お越しいただくことが難しい場合は第 1 希望の保育施設等が所在する区の区役所家庭健康課までご相談ください。

◆◆◆ 兄弟姉妹での申込みについて ◆◆◆



Q. 兄弟姉妹で申込をして、上の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下の子の預け先が決定するまで就労を開始しなくても構いませんか？

A. 上の子だけが保育施設等を利用でき、下の子の預け先が決まらない場合でも、育児休業中であれば2か月以内の復職、求職活動中であれば3か月以内に就労を開始する必要があります。

保育の必要性の事由に応じて、認定期間が制限される場合がありますのでご注意ください（新たに保育を必要とすることを証明する書類を提出することで認定期間が変更になる場合があります）。

Q. 現在施設利用中の子どもがおり、下の子を出産の予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A. 申込により利用が可能となる場合があります。

申込には、「保育施設等利用継続申請書（育児休業）」と「勤務証明書（育児休業期間が明記されたもの）」の提出が必要となります。審査の結果、継続利用が認められた場合、原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで利用が可能です。また、下のお子さんが1歳に到達した時点で保育施設等の利用待機となった場合、申込により最大で6か月の延長が認められる場合があります。

なお、審査により上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育施設等に内定された場合は、期間満了日より前に復職が必要となることがあります（下のお子さんの利用開始後2か月以内の復職が必要です）。

◆◆◆ その他 ◆◆◆

Q. 見学はいつでも行うことが可能ですか？

A. 保育施設等ごとに見学可能日（時間帯）は異なります。

保育内容や行事等により、見学のご案内をすることが困難な日（時間帯）があります。家庭的保育事業（保育ママ）以外の保育施設等の見学をご希望される場合には、直接各施設等に見学可能日（時間帯）の確認を行ってください。家庭的保育事業（保育ママ）の見学をご希望される場合には、家庭的保育事業（保育ママ）を所管する区の家健康課から家庭的保育事業（保育ママ）の連絡先を確認し、見学可能日（時間帯）の確認を行ってください。

日程によっては、他の見学者と同時にのご案内を行う場合があります。

Q. 保育施設等との面接ではどんなことが聞かれますか？

A. お子さんの発達・健康状況や家庭での様子についてお話を伺わせていただきます。

また、お子さんの状態（発達面・アレルギー等）によって、保育施設等の利用がお子さんにとって適切ではないと判断された場合、家庭健康課より各機関への相談をおすすめさせていただきます。

Q. 幼稚園、認可外施設、一時預かりを利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A. 各施設へ直接お問い合わせが必要になります。

事前の申込や登録が必要になる場合がありますので、利用日までに余裕を持ってお問い合わせください。